

～ 連帯保証人になられる方へ ～

香取市看護師等修学資金（以下「修学資金」という。）の貸付けを申請する場合は、2人の連帯保証人を立てていただきます。連帯保証人になられる方は、以下の内容を十分にご確認ください。

1 連帯保証人の責任

- (1) 連帯保証人は、申請者本人と同等の責任を負うことになります。そのため、修学資金の返還を求められる場合があります。この場合に、「まず申請者本人に請求してください。」と言える権利はありません。
- (2) 修学資金の申請者本人が亡くなっても、連帯保証人の責任はなくなりません。また、連帯保証人が亡くなった場合、その責任は連帯保証人の相続人が負うことになります。

2 連帯保証人の方へのお願い

- (1) 申請者本人が修学資金の貸付けを申請する際に、保証書（第4号様式）を作成し、添付していただきます。なお、この際、押印する印鑑は実印を使用し、印鑑登録証明書を添付していただきます。
- (2) 申請者本人が亡くなったとき、連帯保証人は、香取市に借受人死亡届（第11号様式）を提出していただきます。

私は、上記各事項について確認しました。

令和 ○○ 年 ○ 月 ○ 日 署 名 ○○ ○○

手書きで記入してください。

【問い合わせ】

香取市健康づくり課 地域医療推進室
〒287-8501 千葉県香取市佐原口 2127
TEL：0478-79-8870 FAX：0478-79-8871
E-mail：iryou@city.katori.lg.jp